

「町家・古民家に係る規制緩和（案）」に関する意見募集について

平成23年9月30日
厚生労働省健康局生活衛生課

旅館業における規制緩和について、新成長戦略実現に向けた3段構えの経済対策（平成22年9月10日閣議決定）、構造改革特別区域の第18次提案等に対する政府の対応方針（平成22年10月14日構造改革特別区域推進本部決定）及び総合特区制度を念頭に置いた規制・制度改革から規制緩和要望があったことから、平成22年12月から「生活衛生関係営業等衛生問題検討会」を開催し、旅館業における規制緩和について4回にわたり検討を行い、「町家・古民家に係る規制緩和（案）」を取りまとめたところです。

ついては、広く国民の皆様の意見を聞くため、「町家・古民家に係る規制緩和（案）」を公表いたしますので、本件に関して御意見・御提案がある方は下記に沿って当課あて御提出下さい。

なお、御意見・御提案に対する個別の回答はいたしかねますので、その旨ご了承願います。

記

1. 意見・提案提出期限

平成23年10月28日（金）

2. 意見・提案提出方法

以下に掲げるいずれかの方法で提出して下さい。

なお、郵送又はファクシミリの場合には、【意見・提案提出用紙】の様式により提出して下さい。

○インターネットの場合（ここをクリックして下さい）

※入力フォームの「※件名」欄に「「町家・古民家に係る規制緩和（案）」に関する意見」と記入して下さい。

○郵送の場合

送付先：〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

宛 先：厚生労働省健康局生活衛生課パブリックコメント担当宛て

○ファクシミリの場合

FAX番号：03-3501-9554

宛 先：厚生労働省健康局生活衛生課パブリックコメント担当宛て

3. 提出上の注意

電話での御意見、お問い合わせにはお答えしかねますので、あらかじめ御了承願います。また、いただいた御意見・御提案は、原則として公開されますので、その旨ご承知おき下さい。

[意見・提案提出用紙]

厚生労働省健康局生活衛生課パブリックコメント担当宛て

「町家・古民家に係る規制緩和（案）」に関する意見・提案

氏名（会社名／部署名）

住所

電話番号

意見・提案

町屋・古民家に係る規制緩和について（案）

現 行	修 正 案
I. 構造改革特別区域内であること	I. 構造改革特別区域内であることを要しない 但し、旅館、簡易宿所としての許可に際して、下記1、2に該当する建造物であることの市町村の確認書を添付すること。
II. 具体的要件	II. 具体的要件
1. 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第144条第1項の規定に基づき文部科学大臣に選定された重要伝統的建造物群保存地区内にあること。	同左
2. 文化財保護法第2条第1項第6号に規定する伝統的建造物群を構成している建築物等（次号において「伝統的建造物」という。）であること。	同左
3. 伝統的建造物としての特性を維持するため、旅館業法施行令第1条第2項第4号に規定する玄関帳場等を設けることが困難であること。	同左
4. 玄関帳場等に代替する機能を有する設備を設けることその他善良の風俗の保持を図るために措置が講じられていること。具体的には以下（1）から（3）の状態を指すこと。 (1) ビデオカメラ等を設置することにより、宿泊者の出入りの状況が確認できること。 (2) 管理事務所等において宿泊者との面接を行い、宿泊者名簿の記載を行うこと。 (3) 管理事務所等から旅館営業施設まで職員が宿泊者に付き添って案内し、職員が解錠のうえ、宿泊者に鍵を引き渡すこと。	(1) 同左 (2) 同左。建物の管理取扱責任について、署名を取ること。 (3) 同左 (4) ① 一棟丸ごと貸与する場合には、建物の鍵の管理を宿泊者の責任により実施すること。又は ② 宿泊者が複数組に及ぶ場合には、宿泊者相互間の面識を持つたせること。
5. 事故が発生したときその他の緊急時における迅速な対応のための体制が整備されていること。具体的には以下（1）から（4）の状態を指すこと。 (1) 旅館営業施設と管理事務所等との間に通話機器が設置されていること。 (2) 旅館営業施設が管理事務所等の周囲おおむね100メートルの区域内に設置されていること。 (3) 宿泊者の安全等を確保するためのマニュアルを整備すること。 (4) 地方公共団体、防犯関係者、消防関係者、観光又は地域振興に取り組む関係者等が、状況の確認と情報交換を行う体制を構築すること。	(1) 同左 (2) 速やかに駆けつける範囲 (3) 同左 (4) 同左

※旅館の場合、客室数は5室以上（和室の場合7m²以上）、簡易宿所の場合客室数の規制はない（延べ床面積は33m²）。